お知らせ 情報
— Information —

申 ･･･ 申し込み先

問 ･･･ 問い合わせ先

ご利用ください

生活環境課から各種補助のお知らせ

①スズメバチの巣駆除に伴う巣駆除費の一部補助

猛暑の年は、スズメバチの巣が非常に増えます。

今年度からスズメバチの巣の駆除を業者に依頼した場合、駆除代金の一部補助を行います。駆除の補助金を希望する場合には、生活環境課へ申請してください。なお、郵送での申請も受け付けします。

▼補助額＝1件当たりスズメバチ駆除業者に支払った費用の2分の1（※上限1万円）

▼期限＝スズメバチ巣駆除終了後1か月以内

▼対象者＝市内に住居や土地を所有している個人（事業者は除く）世帯内に市税などの滞納のない方

▼申請書類＝申請書、ハチの巣駆除前・駆除後の写真、業者からの領収書、振込先の口座番号（郵便局は不可）・印鑑

※市役所や消防署では、ハチの巣駆除は直接行っていません。

※対象はスズメバチの巣のみです。

②チャイルドシート購入費の一部補助

市では、次の要領でチャイルドシートを購入した方に補助金を交付しています。なお、郵送での申請も受け付けします。

▼対象者＝市内在住の6歳未満のお子さんのために、チャイルドシートを購入した市内在住の保護者の方で、世帯内に市税などの滞納のない方

※子ども1人につき1回限りの申請

▼補助額＝購入金額の2分の1（ただし上限1万円）

▼期限＝購入日から1年以内

▼申請に必要なもの＝申請書、領収書（日付・商品名入り）、品質保証書（取扱説明書の裏側）、印鑑、補助金を受け取る際の銀行口座番号のわかるもの（郵便局は不可）

③生ごみ処理機購入費の一部補助

市では、ごみの減量化や資源化を推進しています。

その一環として、ご家庭で生ごみ処理機を購入された場合、市から購入費の一部を補助する制度があります。どうぞご利用ください。なお、郵送での申請も受け付けます。

▼対象者＝市内在住で、生ごみ処理機を購入し、ごみの減量化にご協力いただいている方で、世帯内に市税などの滞納のない方

▼補助台数＝1家庭に1基

※コンポストなら2基

▼補助額＝購入金額の2分の1（ただし上限2万円）

※コンポストの場合は上限2千円

▼期限＝購入後速やかに

▼申請に必要なもの＝申請書、領収書（日付・商品名入り）、設置した状態の写真、印鑑、補助金を受け取る際の銀行口座番号のわかるもの（郵便局は不可）

※①、②、③の申請書一式は生活環境課にあります。

申問 ①、②、③とも伊奈庁舎生活環境課
☎58－2111（内線1122）

住宅リフォーム資金助成制度開始

市民が市内の施工業者によって、住宅の改良または改善工事を行う場合に、経費の一部を助成し、市民の消費の促進および市内商工業の振興を図る制度です。

▼助成範囲＝市の予算の範囲内において、市民が市内施工業者によって工事を行う場合

▼助成額＝助成金の額は、工事の金額が100万円以上の場合は10万円、10万円以上100万円未満の場合は、該当工事の金額の10％

▼申請書類＝住民票抄本、固定資産評価証明書または登記事項証明書、工事の見積書の写し、設計書（図面）、その他市長が必要と認める書類

申問 谷和原庁舎産業政策課
☎58－2111（内線8140～8144）

お知らせします

新生児の全戸訪問について

市では、赤ちゃんが生まれたご家庭すべてに、新生児訪問を行います。赤ちゃんが生まれたら、健康増進課までご連絡ください。

▼訪問内容＝赤ちゃんの発育状況、ママの産後の状態観察、育児に関する悩み、子育てに関する情報提供

問 健康増進課（谷和原保健福祉センター内）
☎25－2100

農業委員会からのお知らせ

①農業委員会各種申請受付期間

5月の各種申請の受付期間は、次のとおりです。

▼受付期間＝5月10日(木)～14日(月)

②農地の転用には許可が必要です

農地の転用とは、住宅・資材置場・駐車場など、農地以外の用途に転換することです。農地